

共同募金助成方針の運用に関するガイドライン

本ガイドラインは、共同募金助成方針（以下、「助成方針」とする。）の具体的な運用について、各都道府県共同募金会及び各市町村共同募金委員会において、助成方針に則った助成を実施するに当たり参考とするものである。

1. 区域外に所在地のある団体・グループからの要望受付について

事業を行う区域が単独である場合は、当該区域の共同募金委員会に助成要望を行うこととする。また、事業を行う区域が複数にまたがる場合は、当該区域の共同募金委員会と都道府県共同募金会の間で調整することとする。

2. 助成対象となる団体から企業を除外することについて

企業は原則として、助成対象から除外されるが、今後、保育所や福祉施設の運営に株式会社など営利法人形態の団体の参入が増えることが予想される。地域によって、地域福祉ニーズがあるにもかかわらず、こうした営利法人形態の団体が提供するサービスしかない場合などは、別項の「その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと」を条件に、助成を検討することも考えられる。

3. 助成対象の活動を検討するうえでの視点について

備品購入など、単なる消費のための助成ではなく、その活動が助成を受けることで、どのような成果をあげるのかという視点を持つことが助成プログラムを策定していくうえで重要である。どのような課題を解決するのかという点に加え、新たなつながりやネットワークを構築できたのか、あるいは次のステップの活動を生みだす芽が生まれたのかなどといった視点を持ち、助成プログラムを策定し、評価していくことが必要である。

4. 行政による資金が投入されている活動について

単純に活動に行政の補助金等が充当されているか否かで、共同募金による助成の可否を考えるのではなく、その活動が本来行政責任において行われるべきことか否か、地域の民間活動として共同募金の助成に相応しいか否かにおいて検討することが必要である。

5. 助成の対象となる経費について

活動団体が事業を実施するには、運営、企画、コーディネートを行うための最低限度の管理経費が不可欠であり、円滑に活動実施を図るために助成事業にかかる管理経費の一定割合を助成対象としていくことが求められる。このことは、中央共同募金会が平成17年に実施した『共同募金とボランティア活動に関する意識調査（第3次）』の中で、「福祉の担い手に関する費用への使用」について74%の方が「使ってもよい」と回答していることから明らかである。

申請事業に伴う管理経費には、事業実施に伴う光熱水費、家賃、人件費等の間接経費も含め

ることができる。ただし、助成方針でも述べているとおり、団体の維持・運営のための経費ではなく、あくまでも助成の対象となった活動を実施するうえで必要な範囲の経費とする。

なお、管理経費をどの程度含めるかどうかは、活動団体の活動規模や内容によって審査を行うことが必要である。財政規模が小規模であったり、実施事業が単一であったり、事業展開が組織的に未分化の団体では、事業展開に要する費用がそのまま運営費となるケースも想定できるので、経営基盤が零細な共同作業所、グループホームなど小規模施設も含め、運営費助成を継続する場合もあり得る。

6. 上記事項の実施の判断について

上記事項は、いずれも地域の実情によるため、判断する上での全国的な基準は特に定めず、共同募金会の配分委員会及び市町村共同募金委員会に設置する審査委員会において判断することとする。

平成 22 年 3 月 18 日